

府中市木育推進に関する要綱

制定 平成28年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、府中市の木工産業として蓄積された技術や人材を生かし、府中市の将来を担う子どもたちが、木について考え、木で学び、木に触れながら成長することにより、感性豊かな心を育み、郷土への愛着心を深める人づくりを目的とする。

(府中の木育)

第2条 府中の木育とは、前条の目的を達成するため、NPO法人や企業と連携して行う取組をいう。

(木育推進事業)

第3条 市は、府中の木育を推進するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) ウッドスタート事業
- (2) 木育拠点施設整備事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(ウッドスタート事業)

第4条 ウッドスタート事業は、次表のとおりとする。

対象者	平成28年4月1日以降に出生し、府中市10か月児健康診査(以下「健診」という。)を受診する者
事業内容	NPO法人と企業が共同して開発した木のおもちゃを誕生祝い品として贈る。併せて木育に関するガイドブックを配付する。
配付方法	健診の通知に併せて、別紙1「木のおもちゃ引換券」を送付し、健診の当日、健診会場で配付する。ただし、健診の未受診者については、府中市子育て支援センター(広谷保育所内)又は上下地域子育て支援センター(上下保育所内)で引換えするものとする。

2 事業の仕組は、別紙2のとおりとする。

(木育拠点施設整備事業)

第5条 POM府中市こどもの国建て替え基本構想(平成27年3月策定)に基づき、府中市こどもの国を府中市独自の木育を展開するための拠点施設として整備する。

(府中の木育推進会議)

第6条 府中の木育について協議するため、府中の木育推進会議(以下「木育会議」という。)を設置する。

2 木育会議は、女性子ども課、まちづくり課、産業振興課、企画財政課、KITASプロジェクト(NPO法人府中ノアンテナ及び企業)で構成する。

3 木育会議の開催に当たり、報償費、旅費等の支給は行わない。

4 木育会議の進行等の庶務は、女性こども課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、府中の木育の推進に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

※別紙1と別紙2の添付は省略しています。